皇室事項

御祝電

天皇陛下は、キルギスの独立記念日につき、八月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トリニダード・トバゴの独立記念日につき、八月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第三百五十二号）第三条第三十八号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第七十七条に規定する指定公共機関を公示する法律と改正する指定をしたので公示する。

令和八年九月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

第百十九号を次のように改める。

百十九　株式会社ＭＢＳ

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,075円」を「１時間1,131円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間1,038円」を「１時間1,098円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

栃木労働局長　中野　知基

第４号中「１時間1,068円」を「１時間1,125円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,141円」を「１時間1,196円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

千葉労働局長　小山　英夫

第４号中「１時間1,140円」を「１時間1,195円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

東京労働局長　増田　嗣郎

第４号中「１時間1,226円」を「１時間1,280円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

新潟労働局長　黒部　恭志

第４号中「１時間1,050円」を「１時間1,108円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

富山労働局長　福井　　尚

第４号中「１時間1,062円」を「１時間1,119円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

岐阜労働局長　原田　浩一

第４号中「１時間1,065円」を「１時間1,121円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

愛知労働局長　久知良俊二

第４号中「１時間1,140円」を「１時間1,195円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

三重労働局長　渡辺　　聡

第４号中「１時間1,087円」を「１時間1,143円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,177円」を「１時間1,231円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,116円」を「１時間1,172円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月１日

香川労働局長　友住弘一郎

第４号中「１時間1,036円」を「１時間1,092円」に改める。